

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部医務課

法令名	医療法	法令の番号	昭和23年法律第205号						
許認可等の種類	医療法人の解散認可	根拠条項	第55条第6項						
審査基準	<p>(1) 解散事由が、目的たる業務の成功の不能又は社員総会の決議であること。</p> <p>(2) 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続きを経たものであること。</p> <p>(3) 残余財産の処分に関する事項が明らかになっていること。</p> <p>前期（10月）、後期（3月）における申請受理後における標準処理期間</p>								
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	医務課	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	90日	目次
						標準経由期間	13日	NO	